

令和2年（2020年）5月7日

熊本県職業能力開発協会会長 様

熊本県商工観光労働部長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる施設の使用停止の協力要請等についての補足説明等について

このことについては、令和2年（2020年）5月5日付けで通知したところですが、これまでに県民からお問い合わせがあった事項について、下記のとおり、所要の整理が行われましたので、改めてお知らせします。

つきましては、貴団体の事業者の皆様にも周知いただくとともに、引き続き、感染拡大防止に向けた御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 営業施設の使用停止に係る協力要請延長についての補足説明について

- ・「三つの密」を避けることができない「キャバレー」等、接待を伴う飲食店等については、営業再開の対象外とすることをお知らせしていましたが、**風営法第2条第1項第1号の許可を受けた施設は、当該施設に該当します。**

2 チェックリストの改正及び使用方法等について

- ・休業要請の解除を希望される事業者の方には、別添チェックリストを、事業者自ら作成し、客の見えるところに掲示していただくこととしています。
- ・チェックリストの内容を一部見直しましたので、お知らせします。

3 外出自粛要請について

- ・現在も、県民の方への不要不急の外出自粛要請については継続しています。

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

（熊本県健康福祉部健康危機管理課） 上野・緒方

直通：096-333-2630（内線 5930, 5932）